

特定非営利活動法人 自然体験活動推進協議会  
自然体験活動指導者の登録に関する規程

<自然体験活動指導者の登録に関する規程>

第1章 総則

(総 則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会定款第5条（1）②の定めるところにより、指導者の登録に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程でいう指導者登録とは、協議会が一定の手続きを経て自然体験活動指導者名簿に記載することと定義する。

(指導者の名称と役割)

第3条 この規程で定める指導者は、以下の名称で登録し、以下の役割を担う。

- (1) 自然体験活動リーダー（略称をCONEリーダーとする）
- (2) 自然体験活動リーダー（農林漁業）（略称をCONEリーダー（農林漁業）とする）
- (3) 自然体験活動リーダー（保育）（略称をCONEリーダー（保育）とする）

自然体験活動の案内ができる

第2章 指導者登録要件

(自然体験活動リーダー（（農林漁業）（保育）を含む）の指導者登録要件)

第4条 次の各項に該当する者を自然体験活動リーダー（（農林漁業）（保育）を含む）として登録することができる。

- (1) 満18歳以上の者。
- (2) 自然体験活動リーダー（（農林漁業）（保育）を含む）の養成事業を修了した者。

第3章 指導者登録

(指導者登録の手続き)

第5条 指導者の登録は次の手順で実施するものとする。

- (1) 登録希望者は、養成事業の主催者を通じて、登録手数料を添えて協議会に登録申請する。
- (2) 協議会は、提出された申請書を確認の上、自然体験活動指導者名簿に登録する。

(指導者登録の有効期間)

第6条 自然体験活動リーダー（（農林漁業）（保育）を含む）の登録有効期間は、終身とする。

(指導者登録の終了)

第7条 指導者登録は、次の場合、終了するものとする。

本人から書面もしくは電磁的方法による申し出があった場合、協議会は、自然体験活動指導

者名簿から登録を削除する。

#### 第4章 雑則

(規程の改正)

第8条 本規程の改正は、協議会理事会の審議を経て行うことができる。

第9条 本規程に基づく細則は別途設ける。

2 細則の変更については事業委員会の審議を経て行う。

#### 付 則

1 本規程改正は、平成16年3月18日より施行される。

平成12年5月 制定 (自然体験活動推進協議会規程として)

平成14年3月 制定 (特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会規程として)

平成14年6月 一部改定

平成15年6月 一部改定

平成16年3月 全面改定

平成17年3月 一部改定

平成21年3月 一部改定

平成23年5月 一部改定

平成24年4月 一部改定

平成25年3月 一部改定

令和元年5月24日 全面改定